

アイルランド政府、新型コロナウイルス対策：アイルランド在留資格の2か月間自動更新及び語学学校生への失業者給付

アイルランド入国管理局（INIS:Irish Naturalisation and Immigration Service）は3月20日、現在有効なアイルランドの在留資格が、2020年3月20日から2020年5月20日までの間に失効する場合、当該滞在許可がこれに付随する同等の条件で自動的に2ヶ月更新されると発表しています。

なお、ダブリンの外国人登録事務所及びダブリン以外の在住者が外国人登録を行う警察署の登録事務所は、3月20日から一時閉鎖しています。詳細については、以下のINISウェブサイトのNotice 2: New COVID-19 measures for Immigration and International Protection permissions to reside in the State that are due to expire between 20/3/2020 and 20/5/2020にあるリンク“Frequently Asked Questions document”をご参照下さい（なお、この書類はPDFになっており、現在所持している在留資格の2ヶ月延長を証明する書類として、この書面を利用することが推奨されています）。

Irish Naturalisation and Immigration Service ウェブサイト

<http://www.inis.gov.ie/>

また、アイルランド教育技能省（Department of Education and Skills）の2020年3月22日付プレスリリースでは、語学学校等英語教育分野の学生に対し、新型コロナウイルスの影響で職を失った方がアイルランド政府の失業者給付（Covid-19 Pandemic Unemployment Payment）の対象となること等が発表されています。同給付は、週に203ユーロが最長6週間支給されます。詳細については、以下の教育技能省ウェブサイトをご覧ください。なお、同ウェブページの下部“See Also, Guidance is available in multiple language here”のリンクから和訳をご覧ください。

Department of Education ウェブサイト：22 March, 2020 - Statement from the Department of Education and Skills for students in the English language education sector

<https://www.education.ie/en/Press-Events/Press-Releases/2020-press-releases/PR20-03-22.html>

在アイルランド日本国大使館

住所：Nutley Building, Merrion Centre, Nutley Lane, Dublin 4, D04 RP73

電話番号（代表）：01-202-8300

E-mail（領事班）：consular@ir.mofa.go.jp

※本メールは、当館に在留届を提出いただいている方々に送付しています。